

これまでにあった規約改正に係る質問

Q 議案の文言を変更しても良いでしょうか。

A あくまで議案の案として提案させていただいておりますので、文言の変更は可能です。
改正内容に影響しないようご注意ください。

Q 協議書も文言変更した議案にあわせて文言変更して良いでしょうか。

A 協議書については変更を行わないでください。

Q 昨年は、「〇〇」の次に「□□」を加える」という改正であったのに、今年は「▽▽」を「▽▽、□□」に改める」という改正になっているのはなぜですか。

A 規約改正の許可権者である山口県からの指示によるものです。

Q A市は非常勤職員公務災害補償事務の構成団体ですが、別表第3に団体名がありません。A市の会計年度任用職員等の公務災害は、組合で補償されるのでしょうか。

A 補償されます。

非常勤職員公務災害補償事務では、地方公務員災害補償法第69条に基づき、市町村条例にて補償することとなる会計年度任用職員、議会議員及び委員等（地方公務員災害補償法やその他の法律による災害補償制度の定めがないもの）を補償対象としております。

宇部市、山口市及び山陽小野田市については、これらの対象職員のうち、別表3に定める職員のみ限定して補償を行う部分加入となっており、補償対象の名称等が改正されたことに伴い規約上でも改正を行うものです。

なお、一定の条件を満たした「フルタイムの会計年度任用職員」は、2年目から地方公務員災害補償基金の補償対象（本組合補償対象外）となります。詳しくは総務省 HP 等で御確認ください。